

新宿区

一般廃棄物処理基本計画

〈概要版〉

計画の概要

計画策定の背景

前計画は、平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10年間を期間としたものです。この間、国内のリサイクル行政においては資源循環型社会の形成に向けた様々な取組が進み、また、国際的にも「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるなど、大きな方向性が示されました。

このような状況を踏まえ、新たな視点を取り入れた「一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

計画の位置付け・計画期間

本計画は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理基本計画に該当し、新宿区基本構想や総合計画、第三次環境基本計画といった上位の計画のもとに定めるものです。

計画期間は、平成30（2018）年度～平成39（2027）年度の10年間とします。

現状から見た課題

ごみ処理量及び資源回収量、資源・ごみ排出実態調査、資源集団回収、リサイクル清掃事業にかかる経費等の現況を踏まえ、次のような課題を抽出しました。

(1) 家庭ごみの分別の徹底

区民一人1日あたりのごみ量は減少しているものの、資源・ごみ排出実態調査の結果からも、ごみや資源の分別を更に徹底することが必要です。

(2) 資源化率の伸び悩み

新たな資源回収の検討や、正しい分別により資源を回収していくことで資源化を推進することが必要です。

(3) 事業系ごみの減量と資源化の推進

中・小規模事業者へのごみ減量及びリサイクル推進に向けた取組が重要です。また、事業者の排出者責任の観点から、区収集から民間の業者収集への移行を推進することが必要です。

これからのリサイクル清掃施策の取組

本計画では、様々な社会状況の変化を踏まえ、従来からの基本的な考えは変えませんが、前計画の想定の見直しや新たな目標を設定します。

新宿区の多様な地域特性など現状に基づく課題を考慮し、区民や事業者の皆様が分かりやすく、積極的に取り組みやすい指標を設定し、ごみ減量・リサイクル推進について更なる取組の見直し・再構築・新規施策を実施していきます。

基本的な考え方

環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する。
 ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す。

現状から見た課題

家庭ごみの分別の徹底

- 平成 28 年度に実施した家庭ごみの排出実態調査では、燃やすごみで排出された中の 21.8%、また、金属・陶器・ガラスごみで排出された中の 3.0%が資源だったという結果になりました。更なるごみ減量・資源化を推進するためには、今まで以上にごみの適正な分別を徹底することが必要です。
- 燃やすごみの約 32.7%を占める生ごみを減量するための対策が必要です。

資源化率の伸び悩み

- 平成 25 年度以降、使用済小型電子機器等の回収や資源回収方法の見直しなどの資源化施策を実施してきましたが、新たな資源回収の検討や、ごみとして排出されているものからも正しい分別により資源を回収していくことで、資源化を推進することが必要です。

事業系ごみの減量と資源化の推進

- 中・小規模事業者、特に歌舞伎町などの繁華街地域について、ごみ減量及びリサイクル推進に向けた取組の排出指導が重要です。
- 排出者責任の観点から、民間の廃棄物処理業者による処理に移行を推進することが必要です。

施策を実施する 4 つの柱と取り組む事項

1 ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指します。

- ①ごみ発生抑制（リデュース）の推進
 - 食品ロス・生ごみ減量への取組
 - 消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進
- ②不用品再使用（リユース）の促進
 - リサイクル活動センターの充実
 - 不用品再使用のための情報提供
- ③区民・事業者・区の連携
 - 新宿区 3 R 推進協議会の運営
 - 大学・専門学校との連携
- ④地域で活躍する人材の育成
 - 環境学習の充実
 - 人材を育成する講座等の充実
- ⑤ごみ発生抑制手法の検討
 - 家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

2 資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用（リサイクル）を拡充して、資源を無駄にしない循環型社会を目指します。

- ①資源集団回収の促進
 - 町会・自治会・マンション管理組合等へ新規登録を働きかけていきます。
- ②現行の資源回収の徹底
 - 排出指導の徹底を図り、回収品目の拡大を検討することで更なる資源化を目指していきます。
- ③新たな資源回収の検討
 - 金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみの資源化の拡大を検討していきます。

3 事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

事業者へ排出指導や事業系ごみの資源化推進を行い、事業者の排出者責任による適正処理を行う社会を目指します。

- ①事業者への指導
 - 事業用大規模建築物への指導
 - 少量排出事業者への指導
 - 一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導
- ②事業者ごみの減量と資源化の促進
 - 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進
 - 事業系ごみの区による収集の見直し
 - 拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

4 適正なごみ処理を行う社会

多様化する社会に向けた普及啓発やふれあい指導の強化による分別の徹底、作業の効率化、災害時の対応等、適正処理を行う社会を目指します。

- ①ごみの適正な分別と排出の徹底
 - 多様な普及啓発
 - ふれあい指導の強化
 - 住宅建築時等の適正な資源・ごみ集積所等の設置
- ②不法投棄への対応
- ③医療系廃棄物の適正処理の推進
- ④作業の効率化と適切な費用負担
 - 収集運搬作業の効率化
 - 新宿中継・資源センターの運営
 - 適切な費用負担
- ⑤東京二十三区清掃一部事務組合等との連携
- ⑥災害廃棄物への対応

具体的なごみ減量行動

- ・ティッシュ箱を燃やすごみから資源に ➡ 33gの減
- ・単 3 電池を金属・陶器・ガラスごみから資源に ➡ 23gの減
- ・割りばしを使わずマイ箸で食事 ➡ 5gの減
- ・封筒を燃やすごみから資源に ➡ 5gの減
- ・残さずおにぎり（1 個）を食べきる ➡ 113gの減

ごみ減量目標

区民一人1日あたりの区収集ごみ量について、平成27（2015）年度を基準※として平成39（2027）年度までに108g削減し、484gを目指す。

※592g

推進体制と進行管理

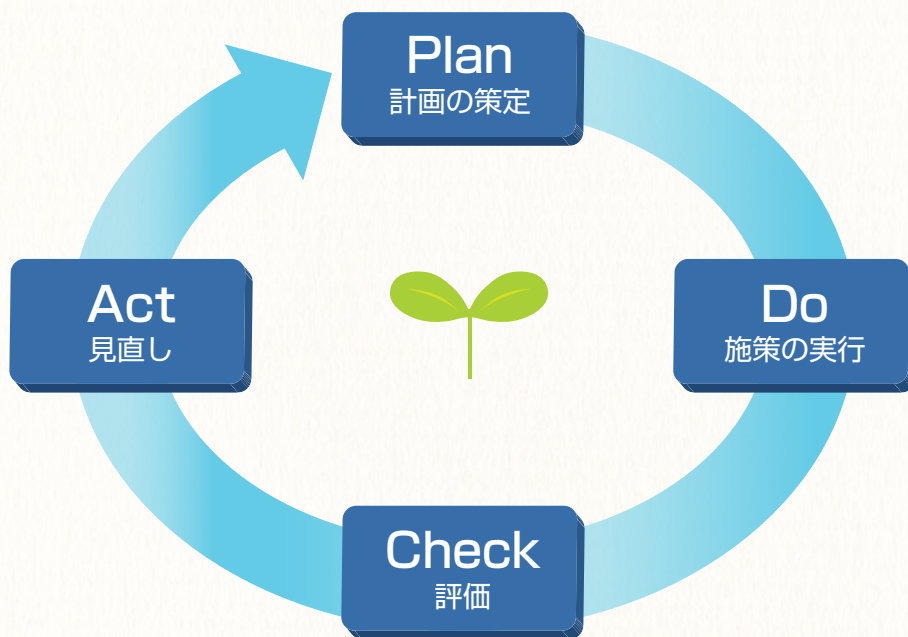
計画の進行管理

本計画の進行管理は、各年度ごとの評価を行うとともに、区民・事業者等に計画の達成状況を広く公表していく必要があります。

PDCA サイクルにより計画目標や事業効果等を図るため、取組指標を使って各施策の評価を行っていきます。検証には、区民一人1日あたりのごみ・資源の総排出量と、事業系ごみの再利用率を使って事業の効果確認を行っていきます。

《取組指標を使った事業の評価確認手順》

- 実施時期 毎年実施
- 確認内容 区民一人1日あたりのごみ・資源の総排出量のチェック
事業系ごみの再利用率のチェック
- 内容評価 新宿区リサイクル清掃審議会での事業評価



問い合わせ先

新宿区 環境清掃部 ごみ減量リサイクル課

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

TEL : 03-5273-3318 (ダイヤルイン) FAX : 03-5273-4070

印刷物作成番号
2017-12-3915
平成30年1月発行

この印刷物は、業者委託により1,000部印刷製本しています。その経費として、1部あたり130円(税込み)がかかります。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。